

## 特別徴収の取扱いについて

1.	特別徴収とは	給与の支払者が、毎月給与を支払う際に、納税者が納めなければならない住民税を、給与から差し引いて納税者個人にかわって納入する制度です。 税額は6月～翌年5月まで12回に分割されます。
2.	特別徴収義務者とは	特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払者をいいます。 給与の支払者は、この指定を受けると、「特別徴収税額の通知書」に記載された月割りの税額を、毎月の給与から差し引いて、納入することになります。
3.	特別徴収される人とは	本年1月1日現在、六ヶ所村に住所があり、(引き続き給与の支払を受け)4月1日現在給与の支払を受けている人です。 本年1月2日以降に村外へ転出しても、本年度分の住民税は六ヶ所村に納めます。
4.	徴収の方法	「特別徴収税額の通知書」で月割りの税額を確認し、納税者の毎月の給与から差し引きます。月割りの税額の6月分とは、6月中に支払う給与から差し引くという意味です。
5.	納入の方法	各納税者から差し引いた月割りの税額を、合算して『納入書』により、翌月の10日までに納入します。 例えば、6月分は、7月10日までに納入することになります。 [1]村内から納入する場合 「特別徴収額の取扱金融機関」に納入してください。 [2]東北6県以外に所在する郵便局又はゆうちょ銀行で納入する場合 「指定通知書」を利用する郵便局又はゆうちょ銀行に提出し、納入してください。 [3]郵便局又はゆうちょ銀行以外の金融機関で納入する場合 取引金融機関を経由して、次のところに送金してください。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・送金先 〒039-3212 六ヶ所村大字尾駸字野附 333 みちのく銀行六ヶ所支店</li> <li>・受取人 〒039-3212 六ヶ所村大字尾駸字野附 475 六ヶ所村会計管理者</li> </ul>
6.	納入書について	<p>令和〇年6月～翌年5月分までの 12 枚と予備2枚の 14 枚つづりとなっています。それぞれ特別徴収した月分の納入書を使用してください。</p> <p>「納入書」の印字された金額は、訂正が有効です。税額変更の都度、送付はしていませんのでご了承ください。(訂正印不要)</p>
7.	納入期限までに納入しなかった場合	<p>督促状が発せられると督促手数料として1通につき 100 円が徴収されます。</p> <p>また、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じて計算した延滞金が加算されます。</p>
8.	<p>納税者の退職や転勤</p> <p>(1) 特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出</p> <p>(2) 未徴収の税額</p>	<p>納税者が退職などで給与の支払を受けなくなった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を異動があった月の翌月 10 日までに提出してください。</p> <p>未提出の場合、退職者の特別徴収義務が継続したままとなります。</p> <p>[1]特別徴収継続</p> <p>新しい勤務先で特別徴収を継続します。新しい勤務先に了解を得て、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。</p> <p>[2]一括徴収</p> <p style="padding-left: 40px;">5月1日～12月31日までの退職者…申し出により一括徴収</p> <p style="padding-left: 40px;">翌年1月1日～4月30日までの退職者…特別徴収継続以外すべて一括徴収</p> <p>一括徴収した税額は、月割りの税額に加算して納入します。(「納入書」の給与分欄に、一括徴収した税額を記入して納入します。)</p> <p>[3]普通徴収</p> <p>本人に納税通知書(納付書)を送付します。</p>

9.	納税者の就職 特別徴収切替申請書の提出	『特別徴収切替申請書』を異動があった月の翌月 10 日までに提出してください。 普通徴収の納付書が発送された6月以降に切替する場合は、二重納付を避けるため、納税者から納付書の回収にご協力をお願いします。
10.	特別徴収税額の変更通知書	納税者の退職や転勤、課税内容の変更等で、月割りの税額が変わると、「特別徴収税額の変更通知書」が送付されます。
11.	税額通知書の異議申し立て	送付された「特別徴収税額の通知書」に不服がある場合は、通知書を受けとった日の翌日から3月以内に村長に異議の申し立てをすることができます。